

# 学費返金規定

## 1. 留学ビザ所持学生に対する学費返金規定

### (1) 初年度学費の返金

#### 1) 選考料及び入学金

選考料は入学選考及び留学ビザ申請の対価であるため返金をしない。入学金は、入学希望者への学籍確保及び受入れ準備に係る一連の事務作業等への対価であるため、入学の有無を問わず返金をしない。

#### 2) 授業料、その他

- ① 入学キャンセル、或いは中途退学の場合、辞退届（退学届）が出された時点によって、返還内容及び条件を定めるものとする。
- ② 中途退学の場合、退学届が出された学期分以降の学費の70%を返還対象とする。
- ③ 返金の際にかかる金融機関の振込手数料は、すべて受取人の負担とする。
- ④ 場合によってキャンセル料を発生させるものとする。

ア) 査証取得前：選考料、入学金及び振込手数料を引いた金額

- ① 条件：入学許可書、在留資格認定証明書の返却
- ② キャンセル料：なし

イ) 査証不許可：選考料、入学金及び振込手数料を引いた金額

- ① 条件：入学許可書の返却、査証不許可事実の確認
- ② キャンセル料：なし

ウ) 査証取得後、来日前：選考料、入学金、振込手数料を引いた金額

- ① 条件：入学許可書返却、留学ビザの取り消し事実の確認
- ② キャンセル料：なし

エ) 来日後、授業開始前：選考料、入学金、振込手数料、キャンセル料を引いた金額

- ① 条件：完全帰国等留学の在留資格消失の確認
- ② キャンセル料：50,000円

オ) 来日後、授業開始後（中途退学）：

未受講学期分の70%から、キャンセル料及び送金手数料を引いた金額

- ① 条件：退学後1ヶ月以内に帰国し、留学の在留資格が消失したことの確認。或いは新たな在留資格（留学以外）の取得の確認  
(但し、退学後1ヶ月以内に在留資格変更申請を行っていること)
- ② キャンセル料：50,000円

### (2) 2年目以降の中途退学による学費の返金

退学届が出された学期分以降の授業料等を返還対象とし、そこからキャンセル料及び送金手数料を引いた金額

- ① 条件：退学後1ヶ月以内に帰国し、留学の在留資格が消失したことの確認。或いは新たな在留資格（留学以外）の取得の確認  
(但し、退学後1ヶ月以内に在留資格変更申請を行っていること)
- ② キャンセル料：50,000円

### (3) 進学による中途退学

#### 1) 1年未満の在籍者

中途退学と見なし、同様の返還規定を適用する。ただし、入学申請時に事前許可を得ている場合は、その限りではない。

① 条件：進学先の在籍証明、或いは学生証の確認

② キャンセル料：50,000円

#### 2) 1年以上の在籍者

退学届が出された学期分以降の授業料等を返還対象とし、そこからキャンセル料及び送金手数料を引いた金額

① 条件：進学先の在籍証明、或いは学生証の確認

② キャンセル料：50,000円

### 3, 学費返金対象除外事項

#### (1) 退去強制処分や除籍処分

退去強制処分や除籍処分となった学生に対しては学費返金をしない。

#### (2) 来日が遅れた場合

未受講分の授業料の返金を行わない。

### 4. 免責事項

天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある時など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料の返金を行わない。

改正)

2022年11月14日